

小諸市自治基本条例



【自治基本条例とは…】

市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための、基本的なルールを定めたもの。私たちの生活に深く関わっている条例です。

平成19年度の市民学習会に始まり、市民会議やWG、市民フォーラムでの取り組みを踏まえ、平成22年の市議会定例会で議決され、その年の4月に施行されました。

問 企画課 企画調整係

全文と解説



自治基本条例に関して【よくある疑問】

自治基本条例の説明を聞いても、いまちよくわからない？ 3つの質問から解説します！

どうして、この条例が必要なの？

私たちのまちで、いま課題になっていることは何か、一番よくわかっているのは、私たちです。誰もが生き生きと暮らし続けていける地域社会をめざし、分権型社会が進む中、どのように課題を解決し、どのようなまちにしていくのか、自ら考え、選択し、決定し、実践していく

「自治」が重要です。しかし、**地方自治法には、住民参加や協働、情報公開や説明責任といった「自治運営」にとって重要な事項が規定されていません。**

そのため、市民参加や協働といった、**よりよい自治（まちづくり）のための基本的な共通ルールを定めたのが自治基本条例**です。先人たちが守り育ててきたものを大切に、市民憲章に謳われる「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまち、つまり「暮らしやすい地域社会」の実現に向け、まちづくりを進めていきます。



まちづくりって、何をすること？

地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みのこと。たとえば、**市民活動、区の活動、事業者の地域貢献**などです。（第3条まちづくりの定義より）



まちづくりは、誰がするもの？

市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人もしくは団体、事業活動を行う事業所や行政など、小諸市に関わる様々な人や組織が行います。これら大勢の人が地域のために相互に関わっていくことが重要であり、力を合わせて協働することで、住みやすいまちづくりが可能となります。例えば、「街中の道路脇にある花壇」はいつもきれいに手入れされているけれど、そういえば、誰がやってくれているのかな？ 身近なところで、身近なひとがまちづくりに参加していますよ。

